



MIN-IREN 宪法Café vol.12 最終号

[医民連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL <http://www.min-iren.gr.jp>

憲法は未完のプロジェクト 平和・人権 民主主義の 理想に向かって

国民の努力とたたかいの連続

格差と貧困の深刻化、社会保障制度の後退と自己責任の押しつけ、米軍の辺野古新基地建設、戦争法や共謀罪の強行、原発事故被害者への支援打ち切りや原発再稼働…。日本国憲法の平和、人権、民主主義の理想と正反対の現実に、ともすれば憲法は「現実離れしたきれいごと」のように見えるかもしれません。しかし憲法は絵に描いた餅ではありません。憲法ができて以来、現実を変え理想に近づけるために多くの人々が力をあわせてがんばつてきたからこそ、それがさまざまな形で実を結んでいます。

この70年間、日本人が戦争によって一度も殺し殺されることなく、平和が守られてきました。すべての国民が保険証1枚でいつでもどこでも医療を受けられる国民皆保険制度が作られ維持されてきました。「健康で文化的な最低限度の生活」とは、人間らしく生きるに値する生活だという認識が、民医連も含む国民の社会保障運動によって広がってきました。女性、障がい者をはじめ、戦前はいろいろな差別に苦しんだ人々の権利の向上が着実にはかられてきました。知る権利やプライバシー権、環境権など、憲法の条文には具体的に書かれていない新しい人権が、憲法の精神にそって発展・確立してきました。

日本国憲法の歴史は、その理念を実現しようとする国

民の真摯な努力と、それに背を向ける権力者などとのたたかいの連続でした。憲法は未完のプロジェクトです。先達の志を受け継ぎ、私たち自身のために、そして子や孫のために歩みを進めようではありませんか。

多様な個人の連帯・共同こそ 憲法実現の力

いま私たちの住む地域には、貧困や暮らしの困難によって個人の尊厳が奪われ、社会的援助を必要とする人々がたくさんいます。私たちが日々とりくむ「人権を尊重し、共同の営みとしての医療と介護・福祉」「連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」「権利としての社会保障の実現」(民医連綱領)などは、まさに憲法を生かす大事な実践です。

医療、介護に携わる私たちが見落としてならないのは、人々の健康問題の背景に、経済格差や教育格差などの社会的な問題があることです。その要因は、「海外で戦争する国」「大企業が世界で一番活躍する国」をめざす現在の政治にあります。すなわち、変えるべきは憲法でなく、憲法をないがしろにしている政治です。

日本国憲法がめざす社会の姿は、多様な個人一人ひとりが尊重され、それを基礎に、平和で民主的な社会のために協力しあうことです。しかもそれは日本だけではなく国

人の世には、多数決でも否定できない普遍的な価値があります。平和と人権です。それを確認し、一人ひとりの尊厳があらゆる分野で貫かれる社会を実現していく設計図であり水先案内人、それが憲法です。

この私たちの宝を守りぬくことはもちろんですが、肝心なことはより良い暮らしや社会のために具体的に使い生かすことです。

際的に「諸国民との協和による成果を確保」(前文)することです。

いろいろな考え方の人々が対話し、共通の成果のために力をあわせる。「オール沖縄」のたたかいや、安倍政権のもとでの改憲反対、格差・貧困のは正などをかかげる市民と野党の共闘は、その貴重な経験です。この民主主義の力の発展こそ、政治を変え、憲法を生かす道ではないでしょうか。

— 民医連が目指す未来 —

無差別・平等の医療と福祉をめざす民医連が、綱領で、自らの社会的使命として宣言している次の内容の、かけがえのない意味を確認しましょう。「私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします」。

そして綱領はその実現の方法について、「多くの個人・団体と手を結び」、「共同組織と力をあわせて活動」することを呼びかけています。

日本国憲法を守り生かそうとする多くの人々の
営みと連帶・共同した運動がある限り、私たちの前
には間違いなく、希望ある未来が拓かれていくこ
とでしょう。

立憲主義、三大原則などはすらすらと言える。しかし、社会科は暗記科目で、理系の自分の人生には関係ないとはつきり言い切る。私の当時と同じ、いや、むしろ一層「あいまいな日本」に住んでいるのだなと思う。

憲法を活かす社会は自然にはやつてこない。一人ひとりが大切にされる、憲法の思いを生活にしみこませるために、今こそ、学校・家庭・職場、あらゆる場面での主権者教育が必要とされている。

から取り外せば、(略)アジアと
広島・長崎の犠牲者たちを裏切る
ことになる」と、そして「旧憲法を
支えた市民感情は、(略)リアルに生き
けている」こと。多大な犠牲のもとに到
達したこの憲法を、ないがしろにし、不
履行し、元に戻してしまおうという為政
者が日本の戦後政治を司つていたこと
に気がついた。だからこそたたかうこと
抜きに憲法は守れないし活かすことも
出来ない。

前にあり、私をイライラさせた。
そんな私にとつて、1994年12月、大江健三郎氏のノーベル賞受賞記念講演「あいまい（アンビギュアス）な日本の私は、闇の中で光が差し込むような感動を与えてくれた。」日本は、再出発のための憲法の核心に、不戦の誓いをおく必要があつた」と、「この不戦の誓いを日本国憲法

私が憲法を初めて意識したのはいつだつたろうか。中学社会科授業での憲法は、知識・亭校受験対策として「暗記」する対象でしかなかつた。高校3年の時、共通一次試験で「倫理・スト社会科2科目に、「日本史」「社会」を選んだ。社会科授業は試験がなく、自由テーマのレポート提出でよかつたが、何を考えたのか「日米安保条約」にした。憲法9条を持つ平和主義の日本と、アメリカとの軍事同盟は両立するのか、自衛隊は軍隊ではないのかといった疑問がふつぶつとわき、安保条約や自衛隊保持に反対する世論と運動が在つたことも本で学んだ。「日本列島を不沈空母のように強力に防衛し！」中曾根康弘首相（当時）が初訪米した1983年1月、ワシントン・ポスト紙に語ったとされる発言報道は、私にとつても衝撃だつた。憲法で言う平和主義と現実の矛盾は何なんだ、と憤りとも思える感情と共に、ロッキード事件の政治腐敗は、「大人社会」の普通の姿として眼

